

終章



終章

自治体における債権管理は、平成19（2007）年頃、累積する収入未済が多額となり、公平性・公正性の観点から収入率向上を目指した「債権管理業務の見直し」が各自治体で積極的に行われた。この時期に、債権管理条例や全庁的な対策会議を設置した自治体も少なくない。これらの取組みを受け、収入未済額、不納欠損額は減少し、多くの自治体で債権管理業務は「安定した通常業務」として実施されてきた。

しかし、近年、債権管理を取り巻く状況は、大きく変わりつつある。社会状況の変化に大きな影響を受ける自治体債権の管理は、これら社会の変化を常に把握しながら対応する必要がある。特に中長期的な歳入確保・歳出削減に大きな影響があると考えられる「生活困窮者支援」及び「外国人対応」に注目した債権管理手法を構築すべきではないか、と考えたことが本研究に取り組みきっかけであった。

◆「社会状況の変化を幅広く捉える視点」と「債権管理手法の転換」

本報告書の序章では、研究の背景となる社会状況について触れた。

ここから見えてきたことは、社会の状況が大きく変化し、課題が多様化していることである。具体的には「少子高齢化」のほか、「特別区特有の人口動態」「税制改正等に伴う財源確保」「低所得層の増加」「子どもの貧困」などである。加えて、「新型コロナウイルス感染症」などの新たな課題も出現している。

現在の情勢から今後を考えた場合、特別区の歳入環境は決して楽観視できる状況ではないことが見えてきた。自治体の債権は、経済状況が悪化すれば徴収が困難になるなど、様々な社会状況の変化に大きく影響される。このため、これらの変化を幅広く速やかに捉え、より効果的・効率的な歳入確保策及び債権管理にかかるコスト削減の視点をもった債権管理の手法に転換する必要がある。

◆「生活困窮者支援」と「外国人対応」の必要性

一方で、自治体の責務として「区民の支援」が求められている。序章で見た低所得者等生活に困難を抱える層の増加傾向に加え、第1章で整理した23区の債権管理業務の実態では、多くの区で滞納者の傾向として「低所得者の増加」「複数債権滞納者の増加」が挙げられた。また、「債務整理等何らかの支援を要する者の増加」も上位であった。このことは、滞納者の中に「支払いたくても支払うことができない」「生活を立て直すための支援を要する」生活困窮者が

増加していることを意味している。

自治体の債権管理は、「生活困窮に陥った区民が資力を回復し、再び納期内納付者として生活できる状況にすることが、中長期的な歳入の確保策と将来的な社会保障費の抑制に繋げるために重要である」との認識を持つ必要がある。

このためには、金銭面からいち早く滞納世帯の困窮を発見できる債権管理所管の役割は大きく、「納付相談の中から滞納の背景にある世帯の困難を発見し必要な支援に結びつける」仕組みの構築が必須であると整理した。

また、「債権管理業務を法令に基づいて適切に実施することにより、生活を破綻させることなく納付を可能とすること、債務者負担の軽減を図ること」を滞りなく実施することも大切であることを再確認した。

本研究のもう一つのテーマである外国人の対応について、序章では外国人数、在留資格、国籍などの全体の傾向、第1章で各区の債権に関する状況を概観した。

ここで見えてきたことは、外国人対応は、あくまでも「適切な回収を行うこと」を主眼とした取組みが望まれることであった。区によって違いはあるが、外国人が東京23区に集住している状況、さらに外国人人口の割合が高い区の一部の債権においては、滞納者の約30%を外国人が占めている状況も見られた。国の外国人労働者受入施策拡大の傾向を鑑みると、滞納割合の拡大も懸念され、対応が急務であることも明らかとなった。

また、23区の外国人居住状況は人数が多いだけでなく、在留資格においても全国的に見てかなり特殊な状況であった。さらに国籍も多様化しており、従来の「言葉の問題」からより踏み込んだ対応として、通訳手段の量的確保、多言語化に加え、相手の言語力に応じた手段を重層的に整える必要があることが見えてきた。加えて、文化・生活環境が異なる地域から来ていることを念頭ににおいた生活パターンなどの把握、制度周知を徹底し生活者としての権利が行使できる環境の整備をした上で、義務としての納付を求めていくことが必要となっている。

◆手段としての「債権管理一元化」の必要性

これらの対応策を検討するために先進自治体の調査を行い、調査結果について第2章で取組状況の概要に触れた。第3章では、第2章の先進自治体の取組状況を参照し、「生活困窮者支援」及び「外国人対応」についての具体案を幾つか挙げ、その前提となる手段として「債権管理一元化」モデルを提案した。

これは、「生活困窮者支援」「外国人対応」をより効果的に実施するためには「債務者情報を一元的に管理し、全庁的に統一した基準で対応する必要がある」

ためであり必須の手段である。

債権一元管理を実施している先進自治体からは、「複数債権滞納者の納付相談を1か所で行えるようになった」「全庁で統一した対応が可能となった」との効果が挙げられているほか、「職員の専門性の向上」「類似事業の統合による効率化」など、業務改善としての効果も挙げられた。

一方、第1章で見た23区の債権管理の状況からは、「十分な債権管理が行われていない」との意見が散見され、その要因として「徴収専門部門がない」「滞納者情報が共有されていない」といった意見が多数挙げられた。これら債権所管担当からの改善意見としては、「債権一元管理」「専門部署・専任担当の配置」が上位を占め、「債権一元管理」は、債権管理の実務部門からも強く求められている改善策であると言える。

債権管理業務に限ったことでことではないが、法令に基づいた業務が十分に行われていないことは、住民監査請求の対象ともなり得、法令遵守の観点からも「債権の一元管理組織」の設置が必須の手段であることを改めて提案する。

◆今後更に議論を深めていくべき事項

今回の研究を進める中で、やはり「生活困窮者自立支援制度」との連携は必須であることが明らかになった。

生活困窮者自立支援制度から見ると庁内連携の切り口の一つであるに過ぎないが、債権管理は子どもから高齢者まで多くの世帯の困難な状況を「金銭面」から発見することが可能であり、連携の幅を広げる議論を福祉部局と深めることが求められる。

また、外国人対応では、区を跨いだ連携により国籍別の対応や情報を共有することや、政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」ⁱなどを参照し、他の関係機関に共同で働きかける具体策の検討が必要であると考えられる。

加えて、研究の基礎調査として実施した23区アンケートの結果から浮き彫りになった「特別区は債権管理業務が不十分な面が多い」点について、改めて「債権管理業務の基本」となる「共通マニュアルの整備」や文部科学省が促進する「学校給食費の公会計化」ⁱⁱなど「債権管理業務」について積極的に改善に取り組む姿勢が求められる。

このため、今後、実務的な担当者会を開き、相互の債権管理業務の向上に資する場を設定したいと考えている。

本報告書を通じて、「生活困窮者の再建支援」が自治体債権管理の重要な要素となっていること、急増する外国人住民への対応も必須であるなど、債権管理業務は、社会環境の変化を幅広く把握し、区民生活の実情に応じた対応が必要であることが伝われば幸いである。

加えて、これらの課題を解決するため、より効果的・効率的な手法として提案した「債権一元管理」について、各区の実情に応じた検討が進むことを期待する。

i 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）令和2年7月

ii 「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」（文部科学省）令和元年7月

參考資料



令和2年12月15日現在

◆債権管理条例・規則での規定事項◆

	千	央	港	新	文	台	墨	江	品	目	大	世	洪	中	杉	豊	北	荒	板	練	足	葛	戸	★	規	計
債権放棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
債権を放棄する場合の調査等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
時効の援用意思確認等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
債権の履行期限の延期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
債権の履行期限の延期の制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
市場金利低下に係る対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
非強制徴収公債権に係る延滞金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
事前協議等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
債権管理体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
債権の再移管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
債権管理審議会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
債権管理連絡会議（適正化委員会）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
専決処分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
議会に報告する事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
個人情報等の収集・利用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
訴えの提起等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
相殺	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
滞納処分等執行職員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
委任・その他・補則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
(区名) ★…私債権等に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
合計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20

	千	央	港	新	文	台	墨	江	品	目	大	世	洪	中	杉	豊	北	荒	板	練	足	葛	戸	★	規	計
債権放棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
債権を放棄する場合の調査等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
時効の援用意思確認等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
債権の履行期限の延期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
債権の履行期限の延期の制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
市場金利低下に係る対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
非強制徴収公債権に係る延滞金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
事前協議等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
債権管理体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
債権の再移管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
債権管理審議会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
債権管理連絡会議（適正化委員会）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
専決処分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
議会に報告する事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
個人情報等の収集・利用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
訴えの提起等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
相殺	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
滞納処分等執行職員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
委任・その他・補則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
(区名) ★…私債権等に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
合計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20

序章
1
2
3
第1章
1-1
1-2
1-3
第2章
2-1
2-2
2-3
2-4
第3章
3-1
3-2
3-3
終章
参考資料

23区債権管理対策会議設置状況(令和2年11月時点)

区名	会議の有無	所掌事項	構成員	開催状況 (回数・主な議題)
千代田	なし			
中央	あり	区が有する債権の適正な管理とより一層の徴収強化を図るため具体的な取組を検討し、結果を収納率向上部会に報告するとともに、歳入確保対策委員会(副区長、部長)で審議する。 ・債権管理、収入状況等の進行管理に関すること ・徴収強化のための具体的な取組に関すること ・債権管理を担当する職員の専門性の向上その他人材育成に関すること	総務部長、総務課長 未収金を有する所管の課長	[回数] 年2~3回程度 [主な議題] ・各債権の取組状況(徴収計画) ・債権放棄 ・訴訟提起等
港	あり	・私債権の管理の方針に関する事項 ・私債権の放棄・徴収停止に関する事項 ・その他	内部委員 (部長級4名)	[回数] 年3回 [主な議題] ・徴収停止・債権放棄の審議 ・債権管理取組状況の確認等)
新宿	あり	・区の債権の分類に関する事項 ・その他の区の債権に関する重要な事項	副区長(総務部担当)、総合政策部長 総務部長、福祉部長、子ども家庭部長 都市計画部長、会計管理者 教育委員会事務局次長	[回数] 年1回 [主な議題] ・債権の分類、債権放棄
文京	あり	・債権管理状況の報告及び取組に関すること。 ・債権管理に係る情報の共有に関すること。 ・債権放棄に係る区議会への報告に関すること。 ・その他、債権管理に関すること。	会議体によって異なる	[回数] 必要に応じて開催 [主な議題] ・債権管理状況について 等
台東	あり	・収入未済対策の方針に関すること。 ・収入未済対策に係る庁内の連絡・調整に関すること。 ・債権放棄に関すること。 ・その他収入未済対策に関すること。	企画財政部長、会計管理室長、企画課長、 経営改革担当課長、財政課長、 総務課長、納税課長、福祉課長、会計課長	[回数] 年約2回 [主な議題] ・債権放棄等
墨田	あり	・規則第3条第1項の規定による区の債権の分類に関する事項 ・区の債権について計画的な徴収が行われているか否かについて報告を求め、必要に応じて意見を述べること。 ・区長が必要と認める区の債権に関する事項	副区長、会計管理者、企画経営室長、 総務部長、区民部長地域力支援部長、 産業観光部長、福祉保健部長、 子ども、子育て支援部長、 都市計画部長、都市整備部長	[回数] 原則、年1回

区名	会議の有無	所掌事項	構成員	開催状況 (回数・主な議題)
江東	あり	会議体を2つ設置 ① 区税等の収入未済対策の計画に関すること。 ・区税等の収納対策の実施に関すること。 ② 区が有する私債権について次の事項を検討し対応する ・滞納額の徴収対策に関する事項 ・債権処理の方法に関する事項	① 副区長(2名)、政策経営部長、区民部長、 福祉部長、生活支援部長、会計管理室長、 行政担当課長、財政課長、課税課長、 納税課長、介護保険課長、医療保険課長 ② 副区長(2名)、政策経営部長、総務部長、 地域振興部長、福祉部長、生活支援部長、 会計管理室長、教育委員会事務局次長、 社会福祉協議会事務局次長、企画課長、 計画推進担当課長、財政課長、総務課長、 経済課長、福祉課長、保護第一課長、 保護第二課長、会計管理室次長、 教育委員会事務局庶務課長、 社会福祉協議会福祉サービス課長	① [回数] 年2回 [主な議題] ・決算分析と課題の共有 ・各債権の行動計画確認 ② [回数] 年1回程度 [主な議題] ・私債権の処理方針について ・私債権弁護士委託による回収結果報告について
品川	あり	・私債権等の放棄に関すること。 ・区が融資し、もしくは出資し、または財産の貸付けを行う事業者の経営状況の調査に関すること。 ・その他私債権等の管理に関し、区長が必要と認めた事項	学識経験者・公認会計士・弁護士等 4名	[回数] 年1回から2回 [主な議題] ・債権放棄等
目黒	あり	・区の子強制徴収債権の管理方針等に関すること。 ・区の子強制徴収債権の管理状況に調査に関すること。 ・区の子強制徴収債権の放棄に関すること。	副区長、企画経営部長、総務部長、 区民生活部長、産業経済部長、健康福祉部長、 子育て支援部長、都市整備部長	[回数] 年1回開催 [主な議題] ・区の子強制徴収債権の放棄に 関する審査
大田	なし			
世田谷	あり	(委員会) ・債権管理の推進に関すること ・その他委員長が必要と認める事項 (連絡会) 下記の調整 ・債権管理、収入状況等の全庁的な進行管理に関すること ・徴収強化期間の設定等、徴収強化のための連絡に関すること ・債権管理を担当する職員の専門性の向上及び人材育成を目的とした研修の実施に関すること	(委員会) [回数] 年1回開催 (連絡会) [回数] 年4回開催	
渋谷	なし			

区名	会議の有無	所掌事項	構成員	開催状況 (回数・主な議題)
中野	あり	・債権管理の方針審議 ・年間徴収計画の徴収、計画内容報告に対する意見提示 ・債権放棄の適否審議 ・その他、区の債権管理に関し、区長が必要と認める事項	副区長、区民部長、 地域支えあい推進部地域包括ケア推進担当部長 地務改善課長、税務課長、保険医療課長、 介護・高齢者支援課長 その他、副区長が必要と認める職員 (最近では、法務担当課長への出席依頼が増加)	[回数] 概ね年5回 [主な議題] ・債権管理状況報告 ・年間徴収計画確認 ・債権放棄案件審議 ・債権管理方針策定 ・その他債権管理に関する検討事項協議
杉並	なし			
豊島	あり	税、保険料、使用料、貸付金返還金等の収納推進に関すること。	区長、副区長 豊島区組織条例に定める部の長 会計管理室長 教育委員会事務局教育総務部長の職にある者	[回数] 令和2年度は、11月1日時点で、本部会を1回開催。 [主な議題] ・外国人留学生の滞納が多いこと等
北	あり	・区の債権の放棄の適否について審議すること。 ・区の債権の管理に関し必要と認める事項	区民部長、総務課長、戸籍住民課長、 税務課長、収納推進課長、会計課長	[回数] 年1回開催 [主な議題] ・私債権放棄など
荒川	あり	・債権回収・管理に対する支援に関すること。 ・債権回収担当職員の研修の実施に関すること。 ・納付案内センターの一層の活用による債権回収の推進に関すること。 ・回収が困難な私債権の不納欠損処理に関すること。 ・その他債権管理の調整及び検討に関すること。	委員長：副区長 副委員長：会計管理部長(兼債権管理担当部長) 専門委員：弁護士 委員：各債権所管課長、総務企画課長 文書係長、 会計管理課長(兼債権管理担当課長))	[回数] 年2回開催 [主な議題] ・債権の取組状況、取組方針等の報告 ・債権放棄案件等の審議
板橋	あり	・収入確保に関すること。 ・その他区長が必要と認める事項に関すること。	総務部長、政策経営部長、経営改革推進課長、 財政課長、課税課長、納税課長、産業振興課長、 介護保険課長、国保年金課長、 後期高齢医療制度課長、福祉部管理課長、 障がいサービス課長、 板橋福祉事務所長、赤塚福祉事務所長、 志村福祉事務所長、 子ども政策課長、保育サービス課長、 住宅政策課長、土木部管理課長、 会計管理室長、地域教育力推進課長	[回数] 年3回程度 (4～5月、7～8月、1～2月)開催 [主な議題] ・区における収入確保策等について検討 ※平成30年度から、検討会の下部組織として作業部会を設け、議題がある場合に随時開催している。

区名	会議の有無	所掌事項	構成員	開催状況 (回数・主な議題)
練馬	あり	・収納対策の基本方針に関する事項 ・収納対策の推進計画に関する事項 ・収納対策の推進に関する事項 ・前各号に掲げる事項のほか、本部長(副区長)が必要と認めた事項	副区長、教育長、技監、室長、部長、担当部長、 保健所長、会計管理室長、 教育委員会事務局の部長、 選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、 議会事務局長、 企画課長、財政課長、総務課長、広聴広報課長、 秘書課長、区政改革担当課長、収納課長	[回数] 年1～2回
足立	あり	会議体を2つ設置 ①・収納率向上対策の策定とその推進に関すること ・庁内組織の体制整備並びに関係機関との調整及び協力に関すること ・その他、収納事務全般に関すること ②・区の債権の債権回収のための処理方針に関する事項で、区長が必要と認めるもの ・その他区長が必要と認める事項	①財政課、納税課、他11課 ②学識経験者2名 足立区民生・児童委員協議会2名 足立区職員1人 特別収納対策課長、係長、係員	①[回数] 年3回 [主な議題] ・各債権の収納状況や対策等 ②[回数] 年2～3回開催 [主な議題] ・債権放棄など
葛飾	あり	・区の債権の管理・確保等の業務の促進に関すること。 ・区の債権の管理・確保等に関する区民への周知・PRに関すること。 ・区の債権の管理・確保等に必要組織等の整備に関すること。 ・区の債権の管理・確保等に必要な規程の整備に関すること。 ・前各号に掲げるもののほか、区の債権の管理・確保等の事項に関すること	本部長：副区長 副本部長：総務部長 本部長：経営改革担当課長、収納対策課長、 以下各債権担当課長 (税、国民健康保険、後期高齢者医療保険、 介護保険、保育料、学童保育クラブ使用料、 住宅使用料、生業資金償還金、 福祉資金償還金、奨学資金償還金)	[回数] 原則として年1回(6月) ※ただし必要に応じて臨時に開催する場合もある。
江戸川	あり	公債権の受託の実績報告、私債権の弁護士委託の実績報告・経過報告、各債権の現状や課題 など	各債権担当課長(公債権・私債権)	[回数] 年に1回 [主な議題] ・受託の実績報告 ・各債権の課題についての情報共有

Q2 一元化組織を設置した経緯、背景		仙台市	船橋市	国立市	野洲市
実施時期	平成24年4月 開始	平成21年度及び22年度の本市の現年度取納率は政令指定都市の中で最下位だった。それまで取納率低迷は、低所得者の経済的理由から保険料が納められないのが主たる原因とされていたが、徴収体制にも原因があると考え、本庁と区役所の役割を明確化したうえで、地方税法、国税徴収法を基本とした徴収体制を構築するために、徴収対策室を設置した。	平成20年度より、非強制徴収公債権・私債権の法的措置の移行は平成23年度から。	取納課は、元々市税及び国民健康保険料の徴収及び後期高齢者医療保険料の滞納事務（一部）の徴収引継を開始し、平成28年度から介護保険料及び後期高齢者医療保険料滞納の他の市債権についても段階的に一元化を実施。	平成27年4月1日に野洲市債権管理条例等を施行。
経緯・背景	平成21年度及び22年度の本市の現年度取納率は政令指定都市の中で最下位だった。それまで取納率低迷は、低所得者の経済的理由から保険料が納められないのが主たる原因とされていたが、徴収体制にも原因があると考え、本庁と区役所の役割を明確化したうえで、地方税法、国税徴収法を基本とした徴収体制を構築するために、徴収対策室を設置した。	市税徴収率の低迷から脱却したノウハウ(延滞金の徴収、差押、滞納整理システムの構築等)の業務効率化)を市税以外の債権で活用できないか、更に、市税を取り徴収職員に他の債権の徴収を任せられないか、議会からの要望等があった。そこで、平成20年度より自力執行権のある市税と強制徴収公債権の一元徴収を開始。徴収額に効果が見られたことから、自力執行権のない非強制徴収公債権及び私債権についても一元化し、訴訟、強制執行等の法的措置をすべしと判断。平成23年度から、非強制徴収公債権・私債権の訴訟、強制執行等の手続を開始。	平成25年度に市債権係を設置した時点では、市債権の総括管理(債権管理條例制定・運用、債権所管課への指導・助言等)がメインで一元化の予定はなかったが、各債権所管課の債権管理状況を把握し、各債権所管課の重要性が認められたため、実施することとした。ただし、職員の増員は行わずに実施しているため、取納課の業務量との兼ね合いで段階的に実施してきた。	野洲市債権適正管理検討プロジェクトチーム(平成25年12月～平成27年3月末)を立ち上げ、管理及び徴収に係る現状調査、適正管理手法の検討を行った。滞納者多量債権者(消費生活)と生活困窮者と連携をとり、生活再建の視点を踏まえた条例を制定し、生活困窮者への支援を行っている。	

Q3 一元化組織設置効果		仙台市	船橋市	国立市	野洲市
職員数の増減	減少した。	未集計	未集計	増減なし。	増減なし(課内室から課として独立している)
超過勤務の削減等、人件費の増減	滞納整理に従事する職員数が減少したこと、人件費が減少した。	未集計	未集計	介護保険料及び後期高齢者医療保険料の一元化時点では、増減はさほどなかったと思われる。生活保護費返還金(63・78・不当利得)の債権管理を本格的に開始(一元化だけではない、債権所管課のフォロー等が多くなったが、令和29年度から超過勤務が増えなくなったが、令和29年10月現在では業務量も落ち、おき、一元化前とさほど変わらないと思われる。	債権所管課における事務の軽減の効果が現れていると思われる。
システム運営経費	資格賦課等他業務でも使用している既存のシステムを使用しているため、コストの變化なし。	全債権分の経費については未集計。所管課とのデータ連携が発生するため、保守費については税単体のときよりも増加する。	全債権分の経費については未集計。具体的な試算を行ったことはないが、債権管理課へ移行となった後は、その対象者について、催告書を所管課で発送しなくなる。	影響なし	影響なし
催告等通和発送経費	未集計	全債権分の経費については未集計。具体的な試算を行ったことはないが、債権管理課へ移行となった後は、その対象者について、催告書を所管課で発送しなくなる。	全債権分の経費については未集計。具体的な試算を行ったことはないが、債権管理課へ移行となった後は、その対象者について、催告書を所管課で発送しなくなる。	影響なし	影響なし
催告等委託経費	一元化組織設置後に開始	未集計	一元化組織設置後に開始	影響なし	影響なし
財産調査等委託経費	一元化組織設置後に開始	全債権分の経費については未集計。具体的な試算を行ったことはないが、債権管理課へ移行となった後は、その対象者について、催告書を所管課で発送しなくなる。	全債権分の経費については未集計。具体的な試算を行ったことはないが、債権管理課へ移行となった後は、その対象者について、催告書を所管課で発送しなくなる。	影響なし	影響なし
その他、特に効果があった経費		経費としての効果については未集計。コスト削減を主な目的としていないため、効果として算出しておらず、不明。	経費としての効果については未集計。コスト削減を主な目的としていないため、効果として算出しておらず、不明。	影響なし	影響なし
複数債権滞納者の割合	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料のいずれかを重複して滞納している滞納者の割合 → 6.56%	未集計。参考) 移管者数(強制徴収公債権)：平成28年度 3,305人、平成29年度 2,997人、平成30年度 2,679人、平成31年度 2,430人	未集計。参考) 移管者数(強制徴収公債権)：平成28年度 3,305人、平成29年度 2,997人、平成30年度 2,679人、平成31年度 2,430人	影響なし	影響なし
削減効果以外の効果	各債権の総括取納率について、国民健康料は、平成23年度67.74%から令和元年度89.71%、後期高齢者医療保険料は、平成23年度97.41%から令和元年度99.28%、介護保険料は、平成23年度95.1%から令和元年度98.5%にそれぞれ向上した。	徴収一元化との因果関係は不明だが、ここ数年は前後するものの、平成23年度からの推移をみると収入率自体は向上している。	徴収一元化との因果関係は不明だが、ここ数年は前後するものの、平成23年度からの推移をみると収入率自体は向上している。	国立市は市税の徴収率が平成30年度まで4年連続全国1位(令和元年度の結果は未発表)となっており、そのノウハウ・スキルを他の強制徴収公債権でも活用し、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収率(滞納繰越分)を大幅に向上し、未納欠損額を大幅に減少させることができた。非強制徴収債権については、徴収率で分析することができないものの、催告等を実施したことにより納付額が増加している。その他、生活保護費返還金については、適正な債権管理が国庫負担金も関連してくる。以上のとおり最大限の徴収の確保が徴収一元化・市債権の総括管理の最大の効果である。	徴収、債権放棄を含め債権の整理を進めることで、結果として収入率の向上に繋がっている。

	仙台市	船橋市	国立市	野洲市
削減効果以外の効果(つづき)				
複数債権滞納者対応	市の債権として統一標準で対応ができる。	複数債権の滞納整理が同時に進められ、滞納者にとっても一か所での折衝ができることで時間的な負担も軽減される。	複数債権滞納者については、徴収業務(納付相談、催告、調査、差押等)をまとめて行って行うようになったことで課課徴収の公平・公正さが確保できるようになった。	債権所管課間において情報共有を行うことで滞納者に対して横断的な対応をすることができ
職員の専門性向上	一元化することで知識やノウハウを共有することができ、高い水準を維持できている。	債権管理部署の職員については、個々の債権について必要な知識(納期限や支払回数、特性等)を習得し、債権管理部署の滞納整理業務に専念できるようにして知識とスキルを高め、市の債権管理の方針の作成や情報共有などで市全体にフィードバックできるように向上し、統一的な債権管理業務を行うことが可能となった。	債権管理部署の職員は徴収・債権管理に関する専門的な知識・ノウハウを持っているが、徴収・一元化により直接徴収する中で各債権の賦課徴収点について理解を深めることができ、こうした点は他の債権の徴収・市債権の総括管理にも生かすことができる。	市税の徴収部門の職員が対応することにより専門性の向上が図れる。
住民からの反応		一か所での折衝ができるので概ね好評。	特になし	特になし
議会からの反応		徴収一元化は議会からの要望もあつた。概ね好評。	特になし	債権管理条例については全国各自治体及び協議会から視察依頼が多くあり高い評価を頂いている。
支払環境の統一		移管や法的措置を移行された案件について、は、複数債権の滞納がある場合一度に該当債権分の納付書を受け取ることができ、その一方で、徴収一元化を行ったことにより市全体の債権の支払方法を統一したことなどはない。	いわゆる郵便物(郵便局で使用できる税目等を指定せず金額だけ記入して納付できる用紙)でも納付できるようにしたため、納付があつた場合を除き債権所管課で納付書を送付する必要があるがなくなった(納付書は財務会計システムから出力するが、手回りがわかるため、すべての督促・催告書に納付書をつけるのは大変)。また、郵便物であれば郵便局のATMでも納付できる(10万円未満のみ)ため、夜間・土日も納付でき、市民の利便性も向上した。	庁内において統一はしていない。
事務改善の推進(AI、RPA等)	各区では滞納整理を複数の業務の中の一つとして行っていたが、一元化組織を設置することで、集中して滞納整理に取り組める環境を作ることができた。本庁は高額滞納者等の納付相談業務への対応、滞納処分業務を行うといった役割分担を明確にできた。	AIやRPAの活用その他効率化を視点に置いて業務改善については現在債権管理課にて進めているところであるが、徴収一元化にしたことにより市全体にこれら業務改善の影響があつたことは認められない。	類似事業の統合による効率化、書類の電子保存。	特になし
その他、特に効果があつた事例		強制徴収公債権について、滞納者が、個々の課で行っていた滞納相談を一つの箇所ですべて行うことが可能となった。また、差押や交付要求についても、滞納者毎にまとめて行うことが可能となった。	徴収業務を怠ることは住民監査請求等の対象にもなり得るため、しっかりと徴収を行うことが法令順守の観点でも必要となる。	各債権所管課の能力向上。市民生活相談課を中心とする連携の風土の効果が上がっている。

	仙台市	船橋市	国立市	野洲市
Q4 滞納整理システムについて				
調達方法	(職員使用システム)既存システム (報告業務委託先使用システム)新規調達	①市税・強制徴収公債権用システム;新規調達 ②非強制徴収公債権・私債権用システム;新規調達	※従外債権の徴収一元化にあつたは、システム導入を行っていない。	既存システムを使用。一元化への対応はしていない。
各債権からの情報連携方法	(職員使用システム)連携していない。 (報告業務委託先使用システム)個別システムよりCSV形式で滞納情報を入力し、取り込んでいる。	①連携データサーバを介したデータ連携 ②連携データサーバを介したデータ連携	全債権とのシステム内での連携機能はなく、紙媒体または抽出データにて行っている。(税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は連携可能。)	全債権とのシステム内での連携機能はなく、紙媒体または抽出データにて行っている。(税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は連携可能。)
複数債権滞納者の名寄せ機能	(職員使用システム)なし (報告業務委託先使用システム)あり	①有 ②有	個別システムで管理しており、名寄せ機能はない。	個別システムで管理しており、名寄せ機能はない。
滞納者の基本情報	(職員使用システム)宛名番号、通知書番号、氏名、生年月日、宛名番号、世帯番号、住所 (報告業務委託先使用システム)性別、世帯番号、住所 (報告業務委託先使用システム)宛名番号、通知書番号、氏名、生年月日、電話番号、世帯番号、住所、滞納情報、経過記録	①氏名、住所、生年月日、世帯情報、電話番号 ②住所、生年月日、世帯情報	個々の管理システムにおいて異なる。	個々の管理システムにおいて異なる。
滞納状況把握経路などの経過管理機能	(職員使用システム)あり (報告業務委託先使用システム)あり	①有 ②有	各債権ごとにシステム管理している。	各債権ごとにシステム管理している。
時効管理	(職員使用システム)どちらとも印刷不可 (報告業務委託先使用システム)報告書印刷可	①有 ②裁判所への申立書等の印刷機能有	各債権ごとに所管課において管理している。	各債権ごとに所管課において管理している。
納付書、催告書等の印刷	(職員使用システム)どちらとも印刷不可 (報告業務委託先使用システム)報告書印刷可	①データ抽出機能 ②データ抽出機能	各所管課において事務を行っている。(一部アウトソーシング)	各所管課において事務を行っている。(一部アウトソーシング)
その他有効な機能				
導入までのスケジュール	(職員使用システム)既存システムとして使用していた。 (報告業務委託先使用システム)平成24年10月10日に入札を行い、業務委託開始時(平成24年11月24日)に、委託先業者が導入。	①平成29年度 開発業者選定(プロポーザル) 平成30年度 システム構築～本稼働(平成31年3月) ②平成26年度 開発業者選定(プロポーザル) 平成26年度 システム構築～本稼働(平成27年2月)	近隣市と共同でプロポーザル実施しベンダーを選定したうえで導入。	
導入にあつた際の懸念事項		①公金徴収一元化をしている関係でデータ連携部署が多いため、連携機能に支障が出ないかが懸念材料でした。 ②債権の種類によって消滅時効期間が異なること、また、遅延損害金と延滞金では計算方法が異なること。	特になし	

序章

1

2

3

第1章

1-1

1-2

1-3

第2章

2-1

2-2

2-3

2-4

第3章

3-1

3-2

3-3

終章

参考資料

仙台市		船橋市		国立市		野洲市	
Q5 一元化組織検討中に特に懸案となった事項及び検討結果							
一元化組織での対応方法	職員を各債権を取り扱う課の併任とした。	本市においては、事務分掌規則に定める債権管理課の事務分掌に「市の債権の管理、滞納対策等」に係る総括に関すること、「市の債権に係る支払督促、民事訴訟の提起、強制執行、相殺、債権の放棄に関すること。」等の規定がある。 これらの事務遂行には所管課からの個人情報収集が必要であり、船橋市個人情報保護条例からも、債権管理課が債権債務の債権を扱うことは、個人情報利用及び提供の制限に抵触しないと考える。	強制的徴収公債権及び非強制的徴収債権間の情報のでり取りは行わないこととしているため、特になし。 本人の同意に基づき、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課に情報を集約する。	強制的徴収公債権及び非強制的徴収債権間の情報のでり取りは行わないこととしているため、特になし。 本人の同意に基づき、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課に情報を集約する。	強制的徴収公債権及び非強制的徴収債権間の情報のでり取りは行わないこととしているため、特になし。 本人の同意に基づき、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課に情報を集約する。	強制的徴収公債権及び非強制的徴収債権間の情報のでり取りは行わないこととしているため、特になし。 本人の同意に基づき、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課に情報を集約する。	強制的徴収公債権及び非強制的徴収債権間の情報のでり取りは行わないこととしているため、特になし。 本人の同意に基づき、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課に情報を集約する。
個人情報保護	同上	市民税課等の税を賦課する立場にある課が情報を出すことが地方税法第22条に抵触することから、各自で判断が分かれるところであるが、本市は所管課から強制的徴収公債権及び私債権について一元的に法的措置をすべき滞納者であり、同時に税又は強制的徴収公債権を滞納していない場合には、税債権を提供した市民税課の職員はこれに抵触するおそれがあるとして、その場合は税情報を利用していない。 また、「債権管理課」が行う税・強制的徴収債権の滞納処分等の債権管理において得た情報を、債権管理課内で共有し、非強制的徴収公債権・私債権の債権管理(強制執行の差押え先、徴収停止・債権放棄の要件確認)に利用することについては、「債権管理課」という「組織」と「その組織の事務分掌」「個人情報」の目的外使用により、情報共有を可能としている。	強制的徴収公債権の徴収に關して取得した情報は、非強制的徴収債権の徴収に使用することはできないこととしているため、特になし。 本人の同意に基づき、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課に情報を集約する。	強制的徴収公債権の徴収に關して取得した情報は、非強制的徴収債権の徴収に使用することはできないこととしているため、特になし。 本人の同意に基づき、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課に情報を集約する。	強制的徴収公債権の徴収に關して取得した情報は、非強制的徴収債権の徴収に使用することはできないこととしているため、特になし。 本人の同意に基づき、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課に情報を集約する。	強制的徴収公債権の徴収に關して取得した情報は、非強制的徴収債権の徴収に使用することはできないこととしているため、特になし。 本人の同意に基づき、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課に情報を集約する。	強制的徴収公債権の徴収に關して取得した情報は、非強制的徴収債権の徴収に使用することはできないこととしているため、特になし。 本人の同意に基づき、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課に情報を集約する。
対象とする債権	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料	所管課でシステム対応しているものもあれば、システム導入を行っていないものもあり、件数等にもバラつきがあることから、対象債権については選別している。	介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、現年分から取り扱うか滞納繰越分の扱いかという議論はあったが、現年分から取り扱う場合は取組課の職員を増員しないこと対応できない等費用対効果に問題があったため、滞納繰越分のみ(滞納繰越分のある滞納者の現年分は取組課で徴収する)の取扱いとした。	介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、取組課職員の見直しは増えるものの、費用対効果の面からシステムの一元化は行わないこととした。その他の債権については、増員せず現行組織にて対応するということが前提としてあったため、現行組織で対応できる範囲で段階的に一元化を実施した。	介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、取組課職員の見直しは増えるものの、費用対効果の面からシステムの一元化は行わないこととした。その他の債権については、増員せず現行組織にて対応するということが前提としてあったため、現行組織で対応できる範囲で段階的に一元化を実施した。	介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、取組課職員の見直しは増えるものの、費用対効果の面からシステムの一元化は行わないこととした。その他の債権については、増員せず現行組織にて対応するということが前提としてあったため、現行組織で対応できる範囲で段階的に一元化を実施した。	介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、取組課職員の見直しは増えるものの、費用対効果の面からシステムの一元化は行わないこととした。その他の債権については、増員せず現行組織にて対応するということが前提としてあったため、現行組織で対応できる範囲で段階的に一元化を実施した。
現行組織との兼ね合い、庁内調整	納付相談及び滞納整理業務について、現行組織が新組織任せにならないように意識付けを図った。	組織を横断し債権を扱うため、反対意見も多く組織調整には苦労を伴った。	介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、取組課職員の見直しは増えるものの、費用対効果の面からシステムの一元化は行わないこととした。その他の債権については、増員せず現行組織にて対応するということが前提としてあったため、現行組織で対応できる範囲で段階的に一元化を実施した。	介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、取組課職員の見直しは増えるものの、費用対効果の面からシステムの一元化は行わないこととした。その他の債権については、増員せず現行組織にて対応するということが前提としてあったため、現行組織で対応できる範囲で段階的に一元化を実施した。	介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、取組課職員の見直しは増えるものの、費用対効果の面からシステムの一元化は行わないこととした。その他の債権については、増員せず現行組織にて対応するということが前提としてあったため、現行組織で対応できる範囲で段階的に一元化を実施した。	介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、取組課職員の見直しは増えるものの、費用対効果の面からシステムの一元化は行わないこととした。その他の債権については、増員せず現行組織にて対応するということが前提としてあったため、現行組織で対応できる範囲で段階的に一元化を実施した。	介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、取組課職員の見直しは増えるものの、費用対効果の面からシステムの一元化は行わないこととした。その他の債権については、増員せず現行組織にて対応するということが前提としてあったため、現行組織で対応できる範囲で段階的に一元化を実施した。

仙台市		船橋市		国立市		野洲市	
事務引き継ぎ	新組織で差し押さえを行うにあたり、現行組織で差し押さえを行っている案件について、整理した。	債権所管課で行われていた滞納処分や法的措置などを債権管理課で新たに実施することになった事項はない。 懸案となった事項はない。	国立市は段階的に一元化してきており、システムの改修等ほとんど行っていないため、移行期間はまだ取っていない。高齢者医療保険料及び介護保険料の移行を行う際にシステムの使い方を覚えるのに1カ月程度など。	債権の整理(滞納の取消や減額)があった場合の情報共有の方法や納付から消込(システム等への反映)までの時間等の確認。生活保護費返還金等については、そもそも債権管理台帳(時効の管理、経過記録、督促発布等の記録など)がしっかりしていないという問題があったため、まずは債権所管課と取組課が協力して債権管理台帳を整備する等最低限移行できる状態にするための準備で1年以上はかかる状態については、現年分と滞納繰越分で取扱いが異なる点と良くない点で、延滞金の取扱いその他細かな事務のやり方について債権所管課と調整を行った。	生活再建のフィルターを通して債権所管課の意見を受けて管理。	生活再建のフィルターを通して債権所管課の意見を受けて管理。	生活再建のフィルターを通して債権所管課の意見を受けて管理。
その他							

仙台市		船橋市		国立市		野洲市		
Q6 一元化組織導入から現在までの評価及び今後の課題について								
所管 評価	債権の規模が小さい場合、配置される人員も少なく知識やノウハウが蓄積されないため、徴収力の水準が担当者の異動に大きく左右されるが、一元化することで知識やノウハウを共有することができ、高い水準を維持できる。	債権管理部署である当課の人員が多いため、全体の連携において機動性と統一性を確保する必要がある。今後、組織の余地があるが、一元化は継続していく。また、更に適正で効率的な事務となるよう精査していく必要がある。	国立市は規模も比較的小さく、各債権所管課の職員数も少ないため、債権管理を各課にて行うよりも専門的な知識・ノウハウを持つ債権所管課に一元化(類似事業を統合)したほうが効果的・効率的な徴収ができる。また、管理が行っていたときには見えにくかった債権上の課題等に気づくことができ、結果として必要な業務改善を行うことにより、より適切な徴収ができるようになった。したがって、法令順守、費用対効果、職員の確保、公平・公正な賦課徴収、債権所管課の負担軽減といった点で効果のある取組であると評価している。	国立市は規模も比較的小さく、各債権所管課の職員数も少ないため、債権管理を各課にて行うよりも専門的な知識・ノウハウを持つ債権所管課に一元化(類似事業を統合)したほうが効果的・効率的な徴収ができる。また、管理が行っていたときには見えにくかった債権上の課題等に気づくことができ、結果として必要な業務改善を行うことにより、より適切な徴収ができるようになった。したがって、法令順守、費用対効果、職員の確保、公平・公正な賦課徴収、債権所管課の負担軽減といった点で効果のある取組であると評価している。	国立市は規模も比較的小さく、各債権所管課の職員数も少ないため、債権管理を各課にて行うよりも専門的な知識・ノウハウを持つ債権所管課に一元化(類似事業を統合)したほうが効果的・効率的な徴収ができる。また、管理が行っていたときには見えにくかった債権上の課題等に気づくことができ、結果として必要な業務改善を行うことにより、より適切な徴収ができるようになった。したがって、法令順守、費用対効果、職員の確保、公平・公正な賦課徴収、債権所管課の負担軽減といった点で効果のある取組であると評価している。	国立市は規模も比較的小さく、各債権所管課の職員数も少ないため、債権管理を各課にて行うよりも専門的な知識・ノウハウを持つ債権所管課に一元化(類似事業を統合)したほうが効果的・効率的な徴収ができる。また、管理が行っていたときには見えにくかった債権上の課題等に気づくことができ、結果として必要な業務改善を行うことにより、より適切な徴収ができるようになった。したがって、法令順守、費用対効果、職員の確保、公平・公正な賦課徴収、債権所管課の負担軽減といった点で効果のある取組であると評価している。	国立市は規模も比較的小さく、各債権所管課の職員数も少ないため、債権管理を各課にて行うよりも専門的な知識・ノウハウを持つ債権所管課に一元化(類似事業を統合)したほうが効果的・効率的な徴収ができる。また、管理が行っていたときには見えにくかった債権上の課題等に気づくことができ、結果として必要な業務改善を行うことにより、より適切な徴収ができるようになった。したがって、法令順守、費用対効果、職員の確保、公平・公正な賦課徴収、債権所管課の負担軽減といった点で効果のある取組であると評価している。	移管を受けた債権について、債権放棄の実績が上がっている。
	自治体	市の債権として統一的な基準で対応ができる。	当課における直近の行政評価は実施していない。	特になし	債権管理条例の取組により、庁内連携の仕組みが強化された。	債権管理条例の取組により、庁内連携の仕組みが強化された。	債権管理条例の取組により、庁内連携の仕組みが強化された。	債権管理条例の取組により、庁内連携の仕組みが強化された。
	住民・議会		一か所で折衝ができるので概ね好評。	特になし	困窮者を市役所から見つけて生活支援に繋げ、生活改善・納付へ繋げている。	困窮者を市役所から見つけて生活支援に繋げ、生活改善・納付へ繋げている。	困窮者を市役所から見つけて生活支援に繋げ、生活改善・納付へ繋げている。	困窮者を市役所から見つけて生活支援に繋げ、生活改善・納付へ繋げている。

仙台市		船橋市		国立市		野洲市		
所管 課題	取納率の向上には賦課と徴収の連携が不可欠であるが、徴収を一元化することで連携が弱まる可能性がある。	上記所管としての評価と同じ	債権所管課との間においては、①収納課移管前の債権管理がしつかりできていない(賦課や督促に瑕疵がある等)、②移管した事業以外の事業の徴収がされていない、③賦課と徴収は一体なので債権所管課の協力が得られないと移管後の徴収事務も上手く回らない(賦課の更正等の情報提供、還付者当、滞納者が賦課に絡得していない場合の説明等々)といった問題がある。そのため、①に関しては、国立市では徴収一元化だけでなく、市債権の総括管理(債権所管課にて行う賦課や督促等に瑕疵がないかチェックし、問題があれば是正してもらおう等)をしつかりやるようにしている。②に関しては、困難事例のみ等ではなく、基本的に全件引き受けることを考えている(国立市規模であれば効率的な観点でもそのほうが良い)。	債権所管課との間においては、①収納課移管前の債権管理がしつかりできていない(賦課や督促に瑕疵がある等)、②移管した事業以外の事業の徴収がされていない、③賦課と徴収は一体なので債権所管課の協力が得られないと移管後の徴収事務も上手く回らない(賦課の更正等の情報提供、還付者当、滞納者が賦課に絡得していない場合の説明等々)といった問題がある。そのため、①に関しては、国立市では徴収一元化だけでなく、市債権の総括管理(債権所管課にて行う賦課や督促等に瑕疵がないかチェックし、問題があれば是正してもらおう等)をしつかりやるようにしている。②に関しては、困難事例のみ等ではなく、基本的に全件引き受けることを考えている(国立市規模であれば効率的な観点でもそのほうが良い)。	債権所管課との間においては、①収納課移管前の債権管理がしつかりできていない(賦課や督促に瑕疵がある等)、②移管した事業以外の事業の徴収がされていない、③賦課と徴収は一体なので債権所管課の協力が得られないと移管後の徴収事務も上手く回らない(賦課の更正等の情報提供、還付者当、滞納者が賦課に絡得していない場合の説明等々)といった問題がある。そのため、①に関しては、国立市では徴収一元化だけでなく、市債権の総括管理(債権所管課にて行う賦課や督促等に瑕疵がないかチェックし、問題があれば是正してもらおう等)をしつかりやるようにしている。②に関しては、困難事例のみ等ではなく、基本的に全件引き受けることを考えている(国立市規模であれば効率的な観点でもそのほうが良い)。	債権所管課との間においては、①収納課移管前の債権管理がしつかりできていない(賦課や督促に瑕疵がある等)、②移管した事業以外の事業の徴収がされていない、③賦課と徴収は一体なので債権所管課の協力が得られないと移管後の徴収事務も上手く回らない(賦課の更正等の情報提供、還付者当、滞納者が賦課に絡得していない場合の説明等々)といった問題がある。そのため、①に関しては、国立市では徴収一元化だけでなく、市債権の総括管理(債権所管課にて行う賦課や督促等に瑕疵がないかチェックし、問題があれば是正してもらおう等)をしつかりやるようにしている。②に関しては、困難事例のみ等ではなく、基本的に全件引き受けることを考えている(国立市規模であれば効率的な観点でもそのほうが良い)。	各債権所管課におけるより一層のスキルアップ	
	自治体	上記所管としての評価と同じ	上記所管としての評価と同じ	上記と同様。	生活困窮者から生活再建へ継続した取組。	生活困窮者から生活再建へ継続した取組。	生活困窮者から生活再建へ継続した取組。	生活困窮者から生活再建へ継続した取組。

債権管理状況調査【集計版】②生活困窮者支援について

生活困窮者支援について		仙台市	船橋市	国立市	野洲市
債権管理部署としての実施	福祉窓口への案内	実施している。	生活保護担当部署、さーぐる(保険と福祉の総合相談窓口)、消費生活センター(多重債務専門相談窓口)等	納付相談の中で生活困窮者を発見した場合は、福祉部門を案内している。	納付相談を通じて必要と思われる福祉関連窓口への引継ぎを行っている。
	納付相談の実施	実施している。	さーぐる担当者が同席して納付相談に来庁することはある。	実施している。	納付相談において生活状況についての聞き取りを行う中で困窮状態であるか判断している。
生活困窮者支援事業との連携	生活困窮者支援事業との連携	連絡会議を実施し、情報共有を行っている。	多重債務問題対策庁内連絡会、さーぐる庁内連絡調整会議への参加等	個人情報に関する同意書に基づき情報共有等を行っている。	納付相談を通じて生活状況等を確認し、本人の同意を得たうえで生活困窮者支援担当部署である市民生活相談課と連携している。
	その他	国民健康保険料について、生活困窮者に、一定の基準で保険料を減免する独自の減免制度を設けた。			
直接対応部署	組織構成	生活困窮者に対する納付相談は保険年金課徴収対策室で行っており、その他の相談が必要な場合は他の福祉関連窓口を案内している。	【さーぐる】福祉サービス部 地域福祉課 地域福祉推進係	健康福祉部 福祉総務課 福祉総合相談係	(実施部署)市民生活相談課(包括的相談支援窓口)市民生活相談課、市民サービスセンター
	職員配置数		総数17名(常勤:9名/再任用短時間:2名)(会計年度:5名/その他:1名)	総数8名(常勤:3名/会計年度:5名)	総数11名(常勤:4名/再任用:2名)(会計年度:5名)
実施経緯等	委託の場合	現行組織の職員配置数参照。	委託先:社会福祉法人生活クラブ		
	実施時期	平成24年度 開始	生活困窮者自立支援制度としては、平成27年4月開始	平成26年4月1日に福祉総合相談係を開設。	
	経緯・背景	本市の国保加入世帯の3分の2が国民生活基礎調査で相対的貧困世帯とされる低所得世帯であることから、その所得階層に対する対策を強化した。	第2次船橋市地域福祉計画(計画期間:平成22年～平成26年)の策定委員から福祉に関するワンストップの窓口の発言があったことから、制度の抜開にある人や複合的な課題を抱える人への支援を行う「保健と福祉の総合相談窓口」さーぐるを平成24年12月から市の単独事業として開始した(社会福祉法人生活クラブ)に委託。平成25年4月に厚生労働省の生活困窮者自立相談支援事業のモデル事業に採択される。平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、同法に基づき生活困窮者自立相談支援事業をさーぐるの拡大により実施することになった。各事業については、順次開始している。	平成27年4月の生活困窮者自立支援法に先駆けて、生活保護に至る前のゼフアイネット、機能および、制度の抜開にある相談者や複合的課題を抱えた市民への包括的な相談を担う係が必要であった為。	平成21年度、多重債務相談における全庁的な連携推進のため野洲市多重債務者包括的支援プロジェクトを設置。この仕組みをベースとして平成23年度～24年度に内閣府のモデル事業「バーン・ソールサポートサービス・モデル事業」を実施し、包括的な生活困窮者支援の体制整備を図った。平成25年度～26年度は生活困窮者自立支援法の前身となるモデル事業を実施し27年度から法律で位置付けられた困窮者支援を現在の野洲市の体制として強化した。

生活困窮者支援について		仙台市	船橋市	国立市	野洲市
事業名称	独自減免の導入		自立相談支援事業	自立相談支援事業・就労支援事業	生活困窮者支援事業
	開始時期 内容・経費	平成26年に低所得者減免、平成28年に職権による所得減免者に対する減免制度を導入した。 (令和元年年度における低所得者減免額は404,042,306円。)	平成25年4月～モデル事業として開始[委託:(福)生活クラブ] 平成27年4月～生活困窮者自立支援法に基づく事業として開始 平成30年4月より5年契約となる。債務負担行為総額230,883,861円(平成30年度～令和4年度) 新型コロナウイルス流行により、景気・雇用情勢が悪化しており、相談件数が急上昇しているため、予備費充当し、令和2年4月23日より単年度契約で相談員の増員を行っている。 18,024,858円	平成26年4月よりモデル事業として開始。生活困窮に陥った方の課題整理および自立に向けた支援を計画に基づいて実施する。また、求職活動の支援を行う。 経費 13,185千円。	①自立相談支援事業:H27年度から実施(前身については上記より)。生活困窮者等に対する自立相談支援及び住居確保給付金の給付 ②家計改善支援事業:H27年度から実施。 ③学習・生活支援事業:H27年度から実施。主に児童扶養手当受給世帯の中学生を対象とした学習支援。 ④多機関協働による包括的支援体制構築事業:H29年度から実施。総合的な相談支援体制づくり。 経費:①～④合わせて約31,400千円。
事業名称	直接支援の内容		住居確保給付事業	住居確保給付事業	消費者行政推進事業
	開始時期 内容・経費		平成27年4月～生活保護相当の生活支援課で実施[委託:(株)カインズスタッフ] 平成28年4月～所管課変更し、地域福祉課で実施 平成30年4月～生活クラブに委託(5年契約)し、各事業を一体的に実施。 債務負担行為総額50,401,147円(平成30年度～令和4年度) 新型コロナウイルス流行により、景気・雇用情勢が悪化し、令和2年4月20日の制度改正で対象者が大幅に拡大され、申請の急増に対応するため、令和2年4月27日より一時的に市直営で臨時窓口を設置。同年6月30日より「さーぐる」の委託法人である(福)生活クラブに同窓口の委託を行っている。51,261,650円(令和2年度)	平成27年10月から開始。就職活動を行う段階に至る前の方を対象に、生活リズムの形成や社会性の促進などを図るセミナー等を実施する。 経費 7,735千円。(生活保護受給者と一体的に実施。)	消費生活相談事業:平成11年度から。消費者トラブルの解決や多重債務相談など。 その他、野洲市くらし支えあい条例における訪問販売登録制度等の啓発・運用及び行政指導・行政処分等、見守り等の活動強化(見守りリスト作成、セミナー開催等)、三方よし経営推進事業(事業者向け講座等)、いのちを守る多重債務対策事業(研修会開催等)、地域に法律を届ける仕組みづくり事業(法律相談の実施)など
事業名称			就労準備支援事業	就労準備支援事業	市民法律相談運営事業
開始時期 内容・経費			平成27年4月～開始[委託:(福)生活クラブ] 平成28年4月～ボランティアネットワーク業務を別途委託(福)船橋市社会福祉協議会。単年度契約4,433,000円(令和2年度) 平成30年4月より5年契約となる。[委託:(福)生活クラブ]債務負担行為総額74,559,909円(平成30年度～令和4年度)		・法律相談(弁護士、司法書士)、税務相談、行政書士相談、行政相談 ・経費:約600千円

序章

1

2

3

第1章

1-1

1-2

1-3

第2章

2-1

2-2

2-3

2-4

第3章

3-1

3-2

3-3

終章

参考資料

仙台市		船橋市		国立市		野洲市	
事業名称	事業内容	事業名称	事業内容	事業名称	事業内容	事業名称	事業内容
直接支援の内容(つづき)	開始時期 内容・経費	家計改善支援事業 平成29年4月～開始【委託(補)生活クラブ】 平成30年4月より5年契約となる。債務負担行 為総額30,563,124円(平成30年度～令和4 年度)	家計改善支援事業 平成26年10月に開始 家計取支状況の把握と改善を、家計簿等を 使って実施し、適正な支出で自己管理でき るよう支援する。 経費 3,818千円	家計改善支援事業 平成28年5月に開始。 学習環境の整っていない、生活保護世帯及び 生活困窮世帯の児童に、定期的な勉強の時 間を設けて、学習習慣の形成を行う。 経費 9,063千円。(生活保護受給者と一体 的に実施。)	市民生活総合支援推進委員会事業 (開始時期)平成23年度 (内容) ・社会問題化している、自殺、生活困窮、人 権侵害など市民生活に関する深刻な問題の 解決に向けて、庁内34の部署で組織する市 民生活総合支援推進委員会を2回開催 し、積極的な施策の推進及び生活再建の支 援体制強化を図っている。 (経費)100千円(生活困窮者支援事業の経 費に含まれる。)	家計改善支援事業 平成29年4月～開始【委託(補)生活クラブ】 平成30年4月より5年契約となる。債務負担行 為総額30,563,124円(平成30年度～令和4 年度)	市民生活総合支援推進委員会事業 (開始時期)平成23年度 (内容) ・社会問題化している、自殺、生活困窮、人 権侵害など市民生活に関する深刻な問題の 解決に向けて、庁内34の部署で組織する市 民生活総合支援推進委員会を2回開催 し、積極的な施策の推進及び生活再建の支 援体制強化を図っている。 (経費)100千円(生活困窮者支援事業の経 費に含まれる。)
	事業名称	事業内容	事業名称	事業内容	事業名称	事業内容	事業名称
新型コロナウイルス 感染症対応事 業	【市独自の事業として】 ・市営住宅の提供; 解雇等により住宅の退去 を余儀なくされる人に市営住宅の提供 ・船橋市事務パートナー(会計年度任用職員)を 雇用; 失業者等を対象とした緊急雇用 ・手続きに使用する各種証明書を無料発行; 新型コロナウイルス感染症に伴う貸付や融資 あつせん等の手続きに使用する証明書用紙 ・テレワーク導入支援補助金;テレワーク環 境整備費用等の一部を補助 ・事業継続支援助成金;国の特種化給付金 の給付対象とならない事業者向け	子ども学習・生活支援事業 平成28年5月に開始。 学習環境の整っていない、生活保護世帯及び 生活困窮世帯の児童に、定期的な勉強の時 間を設けて、学習習慣の形成を行う。 経費 9,063千円。(生活保護受給者と一体 的に実施。)	生活支援緊急給付金の創設: ①児童扶養手当又は就学援助費受給者に 対する生活支援緊急給付金 ②生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援 資金)特別貸付に伴う生活支援緊急給付金 ③住居を確保するための生活支援緊急給付 金 ④大学生等を応援する生活支援緊急給付 金 ⑤野洲市国民健康保険減免等に伴う生 活支援緊急給付金 経費①～⑤合わせて約46,900千円				

仙台市		船橋市		国立市		野洲市	
収入率向上	複数債権 滞納者対応	国保短期証 等発行割合	介護保険等 給付制限	その他	所管	自治体	住民・議会
低所得者・特に世帯所得が100万円超200 万円以下の世帯について、平成25年度の取 納率は約85%であったが、平成29年度には 約92%にまで向上した。	ひとつの債権について相談に来た際に、他 の債権の状況も把握した上で納付相談を 行っている。	当課の生活困窮者支援導入との因果関係を 立証できないことから、未集計。	介護保険被保険者数に対する給付制限対 象者数の割合は、減少している。	徴収の過程において生活困窮者を見し、 福祉部門につなぐこと自体が市民サービス の一つとなる。	野洲市では、市民の生活の困りごとを解決 し、自立を促し、生活再建に向けた支援を行 なうことは、市の重要な役割と位置づけ、「お せつかい」を合言葉に、市役所に設置した総 合相談窓口を核として、公営サービス、専門 家、地域社会の総合力を効果的に発動させ る仕組みを、法律改正よりも早く取組ん できた。なかでも、滞納を生活困窮のSOSと 捉え、税金等の滞納回収に先立って、滞納 の背景にある問題を把握し、生活再建支援 につなげることを盛り込んだ、野洲市債権管 理条例が、市の積極的で総合的な生活困窮 者支援連携の要となっている。	高い評価を得ている	高い評価を得ている
収入率向上	生活困窮者支援導入の観点からの集計は 行っていない。徴収率自体は向上している。 さくからからの支援状況によっては改善され ていない滞納者の複数債権の状況も把握す ることが可能となる。 また、滞納者にとっては市への債務のみなら ず、外部への債務も含めた多重債務の整理 にもつながる。	当課の生活困窮者支援導入との因果関係を 立証できないことから、未集計。	当課の生活困窮者支援導入との因果関係を 立証できないことから、未集計	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援 生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	高い評価を得ている	高い評価を得ている
複数債権 滞納者対応	生活困窮者支援導入の観点からの集計は 行っていない。徴収率自体は向上している。 さくからからの支援状況によっては改善され ていない滞納者の複数債権の状況も把握す ることが可能となる。 また、滞納者にとっては市への債務のみなら ず、外部への債務も含めた多重債務の整理 にもつながる。	当課の生活困窮者支援導入との因果関係を 立証できないことから、未集計。	当課の生活困窮者支援導入との因果関係を 立証できないことから、未集計	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援 生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	高い評価を得ている	高い評価を得ている
国保短期証 等発行割合	当課の生活困窮者支援導入との因果関係を 立証できないことから、未集計。	当課の生活困窮者支援導入との因果関係を 立証できないことから、未集計。	当課の生活困窮者支援導入との因果関係を 立証できないことから、未集計	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援 生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	高い評価を得ている	高い評価を得ている
介護保険等 給付制限	介護保険被保険者数に対する給付制限対 象者数の割合は、減少している。	介護保険被保険者数に対する給付制限対 象者数の割合は、減少している。	介護保険被保険者数に対する給付制限対 象者数の割合は、減少している。	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援 生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	高い評価を得ている	高い評価を得ている
その他	徴収の過程において生活困窮者を見し、 福祉部門につなぐこと自体が市民サービス の一つとなる。	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援 生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	高い評価を得ている	高い評価を得ている
所管	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援 生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	高い評価を得ている	高い評価を得ている
自治体	債権管理部署としての生活困窮者支援施策 については、行政評価を行っていない。	債権管理部署としての生活困窮者支援施策 については、行政評価を行っていない。	債権管理部署としての生活困窮者支援施策 については、行政評価を行っていない。	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援 生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	高い評価を得ている	高い評価を得ている
住民・議会	徴収率の向上と徴収一元化が求められてい た一方で、一部議員や市民団体から滞納整 理における生活困窮者への支援を求められ ている。	徴収率の向上と徴収一元化が求められてい た一方で、一部議員や市民団体から滞納整 理における生活困窮者への支援を求められ ている。	徴収率の向上と徴収一元化が求められてい た一方で、一部議員や市民団体から滞納整 理における生活困窮者への支援を求められ ている。	生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	生活困窮者支援 生活困窮者支援という観点からは、折衝時 に支援機関を案内するに留まっている。	高い評価を得ている	高い評価を得ている

序章

- 1
- 2
- 3

第1章

- 1-1
- 1-2
- 1-3

第2章

- 2-1
- 2-2
- 2-3
- 2-4

第3章

- 3-1
- 3-2
- 3-3

終章

参考資料

参考法令

【地方税法】[昭和25年7月31日：法律第226号]

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二條 地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(昭三四法一四九・追加、平一〇法二七・平二三法八三・一部改正)

【個人情報保護法】[平成15年5月30日：法律第57号]

(利用目的の特定)

第十五條 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(平二七法六五・一部改正)

(利用目的による制限)

第十六條 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

野洲市	人材育成		管理職の育成
国立市	生活困窮者(支援が必要かどうか)の判断は納付相談の中で各担当者が行ったため、担当者の経験等の差により判断にばらつきが出てきてしまう。したがって、ある程度の基準等を収納課内で共有しておく必要がある(OJTなど必要となる)。また、生活再建等の支援と徴収は相反するところがあるため、福祉部門について終了ではなく、福祉部門における支援の方針や収納課における徴収の方針を必要に応じて協議し、意思疎通しておく必要がある。さらに生活再建等がされるまで定期的に情報共有していく必要がある。		伴走型支援として、継続的な支援の効果が期待している一方で、ホームレス・ひきこもり等の方に対し、支援が長期化しており、根本的な解決に至りづらい。 生活困窮者に対する支援資源としての地域へ、働きかけができていない。 市内の教育関連の部署、福祉関連の部署、債権管理の部署等の連携を密にして、生活困窮者の早期発見、支援経過の共有が課題である。
船橋市	財産調査を徹底し、財産を保有する滞納者に対して差押等の滞納処分を実施していく一方で、滞納者の生活状況を把握し、必要に応じて執行停止や徴収の猶予の案内を積極的に行なう。ほか、生活再建型の滞納整理方法も研究していく。		所管としての課題認識と同じ。
仙台市	独自の減免を導入することで所得によって生じていた取納率の格差を是正することができたが、独自の減免制度が無くとも、所得による取納率の格差が生じない制度とするべきである。以前よりは所得による格差を是正できたが、所得の多い世帯の方が取納率が高いことには変わりなく、且つ、加入世帯に占める相対的貧困世帯の割合は増加していることから、さらなる低所得者層向けの対応が必要と考えられている。		
所管			自治体
課題			

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(平二七法六五・一部改正)

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、

身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(平二七法六五・一部改正)

【生活困窮者自立支援法】[平成25年12月13日：法律第105号]

(利用勧奨等)

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(平三〇法四四・追加)

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(平三〇法四四・追加)

総 税 企 第 5 5 号

平成19年3月27日

各道府県税務主管部長

殿

東京都総務・主税局長

総務省自治税務局企画課長

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について

地方税の徴収対策については、平成19年3月27日付け総税企第54号「地方税の徴収対策の一層の推進について」（総務省自治税務局長通知）で通知したところですが、各地方団体において徴収対策を講ずるに際し留意していただくべき事項及び先進的な取組事例について、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

今後、この通知内容に沿って、地方税の徴収対策を一層推進していただくよう、お願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

記

1 徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者の活用

平成17年4月1日付け「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（総務省自治税務局企画課長通知）においても通知しているところであるが、徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者を活用することを通じ、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることは有用である。

既に同通知等において民間委託が可能な業務の例などを示しているところであるが、地方団体における近年の先進的な取組・検討事例を踏まえ、改めて以下のとおり代表的な事例について、その実施上留意すべき事項を含めて整理したので、参考としていただきたい。

(1) 滞納者に対する納税の懲罰行為

納税者が納期限までに地方税を完納しない場合、法令の規定に基づき、地方団体の

徴税吏員は督促状を発し、さらに一定の要件に該当する場合には滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされている。さらに質問検査や捜索など、これらいわゆる滞納処分については、租税の性格上、極めて強力な公権力の行使が認められているところであり、これらは徴税吏員に限ってその行使が許されているものである。

一方、実際の徴税現場においては、強制的な処分に至るまでに、文書や電話、臨戸訪問等を通じ、様々な形で滞納者に対する納税の懲罰が行われているところであり、これらに係る事務量は徴収対策において相当なウェイトを占めている。このうち、徴税吏員に実施主体が限定されていない業務について、非常勤職員や民間事業者の活用を含め、できる限り徴税吏員以外の者に委ねることは、公権力の行使に係る業務に徴税吏員をより効果的かつ集中的に従事させる観点から、有用と考えられる。

ア) 催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務

地方税法上、「督促」とは、滞納処分を行うための前提要件であり、口頭ではなく書面（督促状）によって行うことが必要とされている。督促の実施主体は、徴税吏員に限定されているが、これは督促に関連した事実行為についてまで、徴税吏員に限定する趣旨ではない。このため、個人情報保護のために必要な措置を講じたうえで、滞納税額等を印字する業務を含め、督促状の印刷、作成、封入、発送等の業務を民間委託することは差し支えない。

また、法令上の「督促」以外にも、書面で催告状、最終催告状、差押予告状等の名称で、書面による納税の懲罰を実施するケースが多いが、上記督促状に関する業務とあわせて民間委託することが可能である。

総務省の実態調査（平成18年7月1日現在の地方税の収納・徴収対策等に係る調査。以下同じ。）においても、これらの書面について、滞納税額等を印字する業務を含む作成業務を委託している団体が、都道府県で36団体、市区町村で473団体（調査対象は、1,842団体）となっており、広くその活用が進んでいる。

各地方団体における業務の実情にあわせ、最も効率的な方法を選択して民間委託の活用を検討していただきたい。

イ) 電話による自主的納付の呼びかけ業務

滞納者に対しては、書面による督促・催告などのほかに、電話により滞納者に直接その事実を知らせ、自主的納付を呼びかけることは広く行われている。これらの業務のうち、滞納者に地方税を滞納している事実や滞納税額等を伝え、自主的納付を呼びかけることや、滞納者の納付意思や納付予定時期の確認、滞納者が任意に申し出た事情の記録等については、法令上徴税吏員に限定されておらず、民間事業者に委託し、実施させることが可能である。また、あわせて滞納者の照会に応じ、課税の根拠や滞

納処分等の制度等について、客観的な事実を説明することも差し支えない。

一方、滞納者の財産等を把握するための質問は、法令上徴税吏員に限定された質問検査権（国税徴収法第 141 条）の行使にあたることから、民間事業者に委託することはできない。また、地方税の徴収猶予（地方税法第 15 条）は地方団体の長に属する権限であることから、分納を認めるなどの納税交渉を包括的に民間委託することも不適當である。

先進事例においては、市役所内の一室を執務スペースとしたうえで、民間事業者から電話催告にノウハウを有する労働者の派遣を受け、滞納者宅への電話による自主的納付の呼びかけ業務を行わせている地方団体がある。この事例では、当該派遣労働者は契約上、地方団体の指揮命令下におかれるほか、執務室への入退出時のチェック、私物持ち込みの禁止や民間事業者の労働者に対する定期的な研修など、個人情報の持ち出しを防止するために必要な措置が講じられている。督促状等の送付だけになりがちな少額滞納者に対し、滞納初期の呼びかけを行うこと等により、一定の成果があがっているとの評価もある。

こうした先進事例を踏まえつつ、各地方団体の実情に応じ個人情報保護等に必要な方策を講じながら、民間事業者の活用を図ることは有用と考えられる。

なお、民間事業者のコールセンターなど、地方団体の庁舎以外の場所における電話による自主的納付の呼びかけ業務について、民間委託を検討している地方団体もある。この場合、他の民間債権の催告業務等を行う同一スペース、同一職員により、地方税の滞納者に対する呼びかけ業務が行われる可能性があることなどに鑑みると、個人情報保護や目的外利用の防止などについて特に厳重な配慮が必要であり、適切かつ十分な工夫を講じることとしていただきたい。

ウ) 臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務

書面、さらには電話による催告によってもなお、滞納が継続する場合、臨戸訪問によって直接滞納者と面接し、納付を求めることが多い。臨戸訪問においても、イ)と同様に、滞納者に地方税を滞納している事実、滞納税額等を伝え、自主的納付を呼びかけることや、納付意思や納付予定時期を確認すること等については、法令上徴税吏員に限定する規定はなく、民間委託することは可能である。

ただ、庁舎内などで行われる電話による自主的納付の呼びかけ等と異なり、臨戸訪問は滞納者の自宅等において実施されることから、滞納者に関する情報を庁舎等の建物外に持ち出すこととなる。臨戸訪問の民間委託を検討する際には、適正な業務執行と個人情報保護の観点から、万全の措置を講ずることが求められる。

現時点で地方税について、こうした民間委託を実施している地方団体はないが、徴収嘱託員などの非常勤職員を活用している事例は多い。また、検討段階の事例であるが、臨戸訪問に従事する民間事業者の職員に市の証明を付した身分証明書を常時携帯

させるとともに、携行させる個人情報情報は最小限にしたうえで、それらを収納する鞆にはGPSなどの装置を装着し、万一の置き忘れや盗難にも対応可能とするなどの工夫を行った上で、民間委託の実施を検討している地方団体もある。

なお、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務を受託する事業者が、地方自治法施行令第 158 条の 2（収納事務の委託）に定める基準を満たしている場合には、あわせて地方税の収納を委託することも可能である。この場合は、公金の収納を事務所以外の場所で行うこととなることから、上記に加え、適切な金銭収納・公金管理の方法について検討のうえ、万全の措置を講じることとしていただきたい。

(2) 収納手法の多様化

地方税の収納は、地方団体の庁舎・事務所等の窓口で直接行われるもののほか、銀行や郵便局などの金融機関を通じた振込や口座振替などが活用されてきたところである。このうち、金融機関等を含め、窓口を通じた納付については、取扱い時間等に制約があることから、時間や場所を選ばずに納付できる環境整備が求められている。

ア) コンビニエンスストアにおける収納

納税者の利便性向上の観点から、休日・深夜にも営業を行っているコンビニエンスストアに対して、地方税の収納を委託する地方団体が増加している。総務省の実態調査によると、都道府県では 23 団体、市区町村では 102 団体が実施中であり、さらに都道府県では 11 団体、市区町村では 82 団体が導入を具体的に予定している。コンビニ収納にあたっては、収納委託に係る手数料負担について、実施済みの団体（回答があった団体に限る）の取扱い 1 件当たりの手数料は、最低で 50 円未満の水準、平均では 58.6 円となっている。費用対効果の観点からの検証も踏まえながら、コンビニエンスストアの立地状況など各地方団体の実情に応じ、コンビニ収納の活用を検討していただきたい。

コンビニ収納の対象とする税目は、自動車税・軽自動車税が中心であるが、固定資産税など他の税目も対象に加えている地方団体も少なくない。また、納期限との関係では、コンビニ収納の取扱いを納期限までに限定している団体がある一方、税額が少額な軽自動車税のように端数計算上、一定期間まで延滞金が全額切り捨てられる税目については、納期限経過後もコンビニ収納の取扱い対象にしている団体もある。いずれの扱いも可能であるが、納税者に強く納期内納付を促す必要性と、コンビニ収納の取扱いを停止することによってかえって滞納が継続するリスク等を勘案のうえ、各地方団体において適切に判断していただきたい。

イ) マルチペイメントネットワークによる収納

いわゆるマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）に地方団体の公金収納システムが接続・対応することにより、携帯電話や金融機関のATMなどを通じ、納税者が時間や場所を選ばずことなく地方税を含む公金の納付を可能とすることは、納税者の利便性が著しく向上するものと考えられる。

総務省の実態調査によると、都道府県では10団体、市区町村では3団体が既に導入済みであり、さらに都道府県で9団体、市区町村で8団体が導入を具体的に予定している。特に、自動車保有関係手続のワンストップサービスに関しては、MPNを通じた自動車税・自動車取得税等の納付が必須条件となっていることや金融機関によるモバイル・バンキングのサービスが広く普及していることなどを踏まえ、積極的にその導入を検討していただきたい。

なお、平成18年4月1日付け「地方税の収納に係るシステムを改修する際の留意点について」（総務省自治税務局企画課長通知）で通知したとおり、MPN導入に際しては、地方税等の納付書の様式をMPN標準帳票に準拠したものとする必要がある。このため、地方税等の収納に係るシステムの更新や改修の機会をとらえて、納付書様式をMPN標準帳票に準拠した様式に変更するなど、指定金融機関の意見も聞きながら、所要の準備を行うよう、あわせて検討していただきたい。

ウ) クレジットカードを利用した納付

平成18年3月13日付け「クレジットカードを利用した地方税の納付について」（総務省自治税務局企画課長通知）で通知したとおり、クレジットカードを利用した地方税の納付を認めること等により、納税者の利便性の向上等を図ることは、地方税の徴収確保の観点から有効な手法の一つである。

既に軽自動車税について、実証研究の形ではあるが、クレジットカード納付を実施している団体もあるほか、他の税目にも対象を拡大して実施を予定している団体もある。クレジットカードによる収納に不可欠な認証（クレジットカード会社の与信を含む）の手法としては、大別すると、

- ① 所定のインターネットのサイトにおいて、納税者にクレジットカード番号等を入力・送信してもらい、認証する方法
- ② 納税者が事前に、クレジットカード番号等を申込書等によって地方団体に登録してもらい、一定の時期に認証する方法
- ③ 庁舎や事務所等の窓口で、クレジットカードの提示を受け、職員が窓口に備え付けの機器を通じて認証する方法
- ④ 滞納者の自宅等を臨戸訪問した際に、クレジットカードの提示を受け、職員が携帯機器を通じて認証する方法

が考えられる。

このうち、実証研究が行われたのは、①の事例であり、納税者からみれば、場所や時間を選ばずに納付が可能となることから、先述のMPNと類似の効果を得られるといえる。その一方、インターネットによって事実上の地方税の収納を行うこととなるため、カード番号を含めた納税者の個人情報の取り扱いや真正性の確認などには十分な配慮が必要であることはいうまでもない。また、インターネットによる納付のシステムを各地方団体ごとに構築する場合、相当なコストがかかると思われることから、適切なサービスプロバイダ等の選定を通じ、費用低減を図ることも検討していただきたい。

また、②の方式については、口座振替と類似の効果が得られるほか、口座振替のように口座の残高不足等の理由で振替不能となる事態が回避できるという利点がある。

一方、対面方式といえる③、④についてはまだ実例はない。このうち④については、臨戸訪問時に滞納者が現金を持ち合わせていない場合であっても、滞納税額を納付させることが可能となる等の利点もあり、現在、実施を検討している団体もある。

先進事例等を踏まえながら、他の収納手段における手数料と均衡を保つなど、手数料負担のあり方、クレジットカードの提示からクレジットカード会社による地方税の納付までのサイクルなども慎重に検討、考慮しつつ、クレジットカード納付の導入について、適切に判断していただきたい。

(3) 差押・公売関連業務

総務省の実態調査によると、平成17年度中に差押を全く行っていない市区町村が約2割、公売を全く行っていない市区町村が約8割存在する。

財産等があるにもかかわらず、滞納を続ける滞納者については、法令の規定に則り、適時適切な滞納処分を実施すべきことは当然である。一方、差押した財産について公売・換価・充当に至るまで、差押財産の管理コスト、必要なノウハウの不足、公売参加者の確保の困難さ、落札価格の低さなどの問題を抱える地方団体が少なくない。円滑な差押・公売が行われないと、滞納状態が長期間にわたり継続するほか、時効成立により不納欠損せざるを得なくなる場合もある。また、滞納者側も多額の延滞金の発生、低価格による換価などによる不利益も生じかねない。

滞納処分は極めて強力な公権力の行使であるため、包括的に民間委託を行うことはできないが、差押財産の移送や管理、公売におけるせり売の進行管理などの事実行為については、商品等の管理や販売などを通じノウハウの蓄積がある民間事業者の活用を図ることが非常に有用と考えられる。

特に、公売に関しては、近年、民間事業者のインターネット・オークションのシステムを活用する地方団体が増えている。最近の調査では、都道府県では42団体、市区町村では142団体、一部事務組合では7団体が既に実施しており、相当の効果が得

られている。

先進事例を踏まえ、差押・公売関連業務における民間事業者の活用を一層推進されるよう、検討していただきたい。

なお、インターネット公売においても、国税徴収法の規定が適用され、公売参加者は原則として、入札等を行うまでに見積価額の10%以上の公売保証金を現金で納付しなければならないこととされていた（国税徴収法第100条）。この点に関し、平成19年度税制改正における国税徴収法の改正により、一定の支払い保証契約により担保される場合には、現金の納付を不要とされるほか、買受代金の納付期限の延長可能期間（同法第115条）が従来の10日間から30日間に延長されるなどインターネット公売を円滑に行うための所要の措置が講じられることにも留意していただきたい。

2 地方団体における徴収体制の整備

民間事業者の活用が可能な分野は民間委託を積極的に活用する一方、徴税吏員その他の税務関係職員については、多様な任用・勤務形態の活用、広域連携の推進、組織間の連携強化、組織体制の見直しなどを通じ、より効率的な業務運営が可能となるような徴収体制を整備することが重要である。

(1) 多様な任用・勤務形態の活用

地方団体においては、再任用職員制度及び再任用短時間勤務職員制度（地方公務員法第28条の4及び第28条の5）による当該地方団体の定年退職者等の採用、任期付職員制度及び任期付短時間勤務職員制度（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3～5条）による国税の経験や他の地方団体の税務経験を有する者等の採用により、これらの職員を徴税吏員として活用している例が見られる。

こうした多様な任用・勤務形態を活用することにより、徴収にノウハウを有する者を徴税吏員として活用できる範囲が広がるなどの効果が期待できる。また、任期付短時間勤務職員を活用することにより、夜間や休日などを含めた勤務シフトを整備することも可能となる。したがって、こうしたニーズがある地方団体においては、これらの制度を積極的に活用していただきたい。

なお、特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でないことから、徴税吏員への任命はできないものである。また、一般職の非常勤職員についても、再任用短時間勤務職員や任期付短時間勤務職員以外は本格的業務を行うことができない職員であると解されていることから、徴税吏員に任命することはできない。

(2) 広域連携等の強化

地方税は、課税権を行使した地方団体自らが住民と向き合い、その徴収にあたることが原則である。一方、滞納者の財産調査、差押、公売といった滞納処分については、専門的な知識や経験の蓄積を必要とすることから、特に小規模な団体ではノウハウの蓄積が困難なケースも少なくない。より効果的かつ高度な滞納処分等を実施するため、複数の市町村で滞納整理組合などを設立し、一定の滞納案件については組合において滞納処分等を実施する事例が増加している。また一部事務組合の設立に至らなくとも、広域的な連携を強化し、ノウハウや情報の共有を行うための協議会組織等を設立するケースもみられる。

このほか、個人住民税の徴取引継や職員の人事交流などを通じて、都道府県と市区町村間の連携の強化に取り組むことも重要である。都道府県と市区町村間の人事交流を行う際の工夫として、県職員を市職員に、市職員を県職員に、相互に併任発令することによって、県税・市税を通じて徴収対策に従事する形態を活用している地方団体もある。

3兆円の税源移譲により重要度を増す個人住民税の徴収対策や、不正軽油などの脱税防止対策など個別の課題への対応を含め、地方団体間の広域連携等による徴収体制の強化を図ることは極めて有用と考えられることから、地域の実情に応じ、その推進に努めることとしていただきたい。

(3) 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方団体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効果的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査

への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第 22 条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

3 地方税の電子化の推進

地方税の申告手続等の電子化については、納税者の利便性向上、地方税務行政の高度化及び効率化のためにも、早急な取組が求められている。

政府においては、電子政府の実現に向け推進を図っているところであり、平成 18 年 1 月の「IT 新改革戦略」（IT 戦略本部決定）においては、「利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」とされている。また、これを受け、総務省では 18 年 7 月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定し、その中において、地方税申告手続は、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる「オンライン利用促進対象手続」として位置づけられたところである。

地方税の申告手続の電子化については、(社)地方税電子化協議会により地方税ポータルシステム（eLTAX：<http://www.eltax.jp/>）が運営されており、既に全ての都道府県及び政令指定都市、一部の一般市町村において法人事業税、法人住民税、固定資産税（償却資産）について運用が開始されているところである。

eLTAX の更なる利用促進に向けては、市町村の参加拡大、対象税目や手続の拡大、利用手続の簡便化等の措置を講じていくことが重要である。

対象税目等の拡大については、現在、(社)地方税電子化協議会において eLTAX の 2 次開発（個人住民税に係る給与支払報告書等）が検討されているところである。また利用手続の簡便化等の観点から、「地方税の電子申告に係る電子署名の簡素化について」（平成 19 年 1 月 29 日付け総税企第 15 号）で通知したとおり、本年 4 月より税理士が申告書を代理送信する場合は納税者本人の電子署名は省略可能となる。

こうした状況を踏まえ、各団体におかれては、今後とも、管轄税務署、税理士会等、地域における関係機関と連携しつつ、地方税の申告手続等に係るオンライン利用促進を計画的・積極的に図っていただきたい。

事務連絡

平成 27 年 3 月 27 日

都道府県
各指定都市 生活困窮者自立支援制度担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、本法に基づき平成 27 年 4 月から福祉事務所を設置する地方自治体において各事業が実施されます。
多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うためには、関係機関において関係事業の目的及び内容を十分に理解するとともに、それぞれの事業が連携し効果的に実施されることが重要です。
今般、別添 1～別添 14 のとおり、関係通知を発出することとし、関係機関との連携方法等についてお示ししているのご参照いただくとともに、生活困窮者自立支援制度の運営が一層充実されるよう、貴管内の市町村（特別区を含む。指定都市及び中核市は除く。）、関係機関、関係団体等に広く周知願います。

序章

1

2

3

第 1 章

1-1

1-2

1-3

第 2 章

2-1

2-2

2-3

2-4

第 3 章

3-1

3-2

3-3

終章

参考資料

目次

- 別添 1 生活困窮者自立支援法と生活保護制度の連携について
- 別添 2 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について（通知）
- 別添 3 生活困窮者自立支援制度と障害保健福祉施策との連携について（通知）
- 別添 4 生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）
- 別添 5 生活困窮者自立支援制度と労働基準行政との連携について
- 別添 6 年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について（通知）
- 別添 7 生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）
- 別添 8 矯正施設出所者の生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用等について（通知）
- 別添 9 生活困窮者自立支援法の施行に伴う農林水産分野との連携について（通知）
- 別添 10 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者の排除について（通知）
- 別添 11 生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携について（通知）
- 別添 12 生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について（通知）
- 別添 13 生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）
- 別添 14 生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について

社援地発 0327 第 11 号
平成 27 年 3 月 27 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野
との連携について（通知）

平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するための生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「新法」という。）が施行される。

本制度に基づき生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、新法に基づく事業のみならず、他制度・他事業との連携が重要であり、その中で多重債務者対策との連携も必要である。

具体的には、多重債務等の課題を抱える方の支援においては、新法に基づく自立相談支援機関等（家計相談支援事業を実施している場合は、家計相談支援事業を行う機関を中心に連携を図ることが想定される。）と多重債務者相談窓口及び消費生活相談窓口、法テラス、弁護士会や司法書士会等との連携が重要である。

連携体制を構築する際には、例えば、多重債務者対策の連絡会議その他既に庁内に設置されている連絡会議等の場を活用し、両制度の役割分担、個別支援に向けた体制面での連携と円滑な連携のための方策の検討等を行うことが必要である。

各自治体等におかれては、本人の状況に応じたより包括的な支援が提供されるよう積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

また、当該通知については、所管省庁を通じて、各自治体の多重債務者対策担当部局にも周知されるので、ご周知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

事務連絡
平成30年10月1日

都道府県
各指定都市 生活困窮者自立支援制度担当部（局）殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、平成30年6月8日に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が公布され、同年10月1日より改正法による改正後の法が、順次施行されます。

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、これまで生活保護制度や介護保険制度等との連携に関する通知や公共職業安定所等との連携に関する事務連絡（以下「連携通知等」という。）を発出し、関係制度や関係機関との連携強化に取り組んできたところです。

今般、関係機関等との連携をさらに強化する観点等から、改正法による改正後の法において、福祉事務所設置自治体の関係部局が生活困窮者自立支援制度の利用勧奨等を行うことが努力義務とされた（同法第8条関係）ことも踏まえ、新たに関係制度や関係機関との連携に関する通知を発出するとともに、既に発出した連携通知等の一部の改正等を行い、別添1から別添14のとおり通知することとしたので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくをお願いします。

目次

- 別添1 「生活困窮者自立支援法と生活保護制度の連携について」の一部改正について
- 別添2 「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について（通知）」の一部改正について
- 別添3 「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の一部改正について
- 別添4 「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の一部改正について
- 別添5 「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」の一部改正について
- 別添6 「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」の一部改正について
- 別添7 生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所との更なる連携強化について
- 別添8 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」の一部改正について
- 別添9 生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について
- 別添10 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」の一部改正について
- 別添11 「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について（通知）」の一部改正について
- 別添12 「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」の一部改正について
- 別添13 「生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携について（通知）」の一部改正について
- 別添14 「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者の排除について（通知）」の一部改正について

序章

1
2
3

第1章

1-1
1-2
1-3

第2章

2-1
2-2
2-3
2-4

第3章

3-1
3-2
3-3

終章

参考資料

社援地発 1001 第 13 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

「生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携について
（通知）」の一部改正について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日から順次施行される。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携について（通知）」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 11 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、各地方公共団体におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

別紙

新旧対照表

改正後	現行 <small>（下線部分は改正部分）</small>
<p>生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について</p> <p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日から順次施行される。</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じ、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。</p> <p>本制度に基づき生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、法には、法に基づき事業のみならず、他制度・他事業との連携が重要であり、その中で多重債務者対策との連携も必要である。</p> <p>このため、これまで本通知及び多重債務者対策及び消費生活相談担当部局長宛の「生活困窮者自立支援法の施行に伴う関係機関等との連携について」（平成 27 年 3 月 31 日付金融総第 2188 号・消費策第 135 号）において、生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策の積極的な連携の推進を図ってきたところである。</p> <p>そうした中、連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住居その他の関係機関において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、福祉事務所設置自治体における多重債務相談及び消費生活相談担当部署についても、これらの関係機関に該当するものとして想定している。</p> <p>ついでに、生活困窮者本人の状況に応じたより包括的な支援が提供されるよう更なる連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。</p> <p>また、本通知の内容については、所管省庁を通じて、各自治体の多重債務者対策担当部局にも周知されるので、ご丁知いただきたい。</p> <p>（略）</p> <p>1. 連携に当たった際の基本的な考え方 生活困窮者の中には、多重債務又は過剰債務を抱えその返済が困難となっている者や、債務整理を法律専門家に依頼した直後の者や債務整理途上の者も一定数存在する。 こうした多重債務を抱える者等に対しては、債務整理及び生活再建に向けた支援が必要であるが、</p>	<p>生活困窮者自立支援法の施行に伴う 多重債務者対策担当分野との連携について（通知）</p> <p>平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するための生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「新法」という。）が施行される。 本制度に基づき生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、新法には、新法に基づく事業のみならず、他制度・他事業との連携が重要であり、その中で多重債務者対策との連携も必要である。 具体的には、多重債務等の課題を抱える方の支援においては、新法に基づく自立相談支援機関等（家計相談支援事業を実施している場合は、家計相談支援事業を行う機関を中心に連携を図ることが想定される。）と多重債務者相談窓口及び消費生活相談窓口、法テラス、弁護士会や司法書士会等との連携が重要である。</p> <p>連携体制を構築する際には、例えば、多重債務者対策の連絡会議その他既に行内に設置されている連絡会議等の場を活用し、同制度の役割分担、個別支援に向けた体制面での連携と円滑な連携のための方策の検討等を行うことが必要である。</p> <p>各自治体等におかれては、本人の状況に応じたより包括的な支援が提供されるよう積極的な連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。</p> <p>また、当該通知については、所管省庁を通じて、各自治体の多重債務者対策担当部局にも周知されるので、ご丁知いただきたい。</p> <p>（略）</p>

<p>多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口による相談支援やそれらの相談窓口を通じた法律専門家による債務整理とともに、法に基づく家計改善支援事業（※）を実施する機関等（家計改善支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業を行う機関。以下同じ。）により、家計の「見える化」を図った上で、家計の改善に関する意欲を引き出しつつ相談者自身の家計を管理する力を高め、生活の再建に向けた支援が相互に連携して行われることが求められる。</p> <p>このため、家計改善支援事業を実施する機関等は、多重債務を抱える者等に対する債務整理への対応も含めた生活再建に向けた総合的な支援を行う観点から、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口や、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会及び司法書士会等との連携が重要である。これら多重債務相談窓口等との連携に当たっては、例えば、家計改善支援事業を実施する機関等が、家計改善に向けた債務整理等の情報提供や専門的な助言、また債務整理に關係する窓口等へのつなぎや同行を行うことにより、多重債務等の課題を含めた経済的な問題を解決し、自立に向けた継続的な支援を行っていくことが期待される。</p>	<p>2. 連携体制の構築</p> <p>連携体制を構築する際には、例えば、多重債務者対策の関係会議やその他消費者行政関係協議の場等に既に庁内に設置されている会議等の場を活用し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同制度の役割分担やそれぞれの相談窓口への誘導方法などの個別支援に向けた体制面での連携 ・ 同制度担当者へのそれぞれの制度や現況の説明などの円滑な連携 <p>等を実現するために対応していくことが期待される。</p> <p>3. 自立相談支援事業等の利用動向</p> <p>生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口に相談することが困難な者も少なくない。</p> <p>このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関の相談窓口に確実につなげていくことが必要である。実際に、自立相談支援機関の相談窓口で生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。</p> <p>これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。</p> <p>当該規定に基づき、庁内における多重債務相談及び消費生活相談担当部署が相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれましては、ご了</p>
	<p>知いただくとともに、多重債務相談及び消費生活相談担当部署への協力関係を促されたい。</p>

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 11 号
平成 27 年 3 月 27 日
一部改正
社援地発 1001 第 13 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公 印 省 略）

生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日から順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

本制度に基づき生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、法に基づく事業のみならず、他制度・他事業との連携が重要であり、その中で多重債務者対策との連携も必要である。

このため、これまで本通知及び多重債務相談及び消費生活相談担当部局長宛の「生活困窮者自立支援法の施行に伴う関係部署等との連携について」（平成 27 年 3 月 31 日付金総第 2188 号・消政策第 135 号）において、生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策の積極的な連携の推進を図ってきたところである。

そうした中、連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮

者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、福祉事務所設置自治体における多重債務相談及び消費生活相談担当部署についても、これらの関係部局に該当するものとして想定している。

については、生活困窮者本人の状況に応じたより包括的な支援が提供されるよう更なる連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いたい。

また、本通知の内容については、所管省庁を通じて、各自治体の多重債務者対策担当部局にも周知されるので、ご了知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 連携に当たっての基本的な考え方

生活困窮者の中には、多重債務又は過剰債務を抱えその返済が困難となっている者や、債務整理を法律専門家に依頼した直後の者や債務整理途上の者も一定数存在する。

こうした多重債務を抱える者等に対しては、債務整理及び生活再建に向けた支援が必要であるが、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口による相談支援やそれらの相談窓口を通じた法律専門家による債務整理とともに、法に基づく家計改善支援事業（※）を実施する機関等（家計改善支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業を行う機関。以下同じ。）により、家計の「見える化」を図った上で、家計の改善に関する意欲を引き出しつつ相談者自身の家計を管理する力を高め、生活の再建に向けた支援が相互に連携して行われることが求められる。

このため、家計改善支援事業を実施する機関等は、多重債務を抱える者等に対する債務整理への対応も含めた生活再建に向けた総合的な支援を行う観点から、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口や、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会及び司法書士会等との連携が重要である。これら多重債務相談窓口等との連携に当たっては、例えば、家計改善支援事業を実施する機関等が、家計改善に向けた債務整理等の情報提供や専門的な助言、また債務整理に関係する窓口等へのつなぎや同行を行うことにより、多重債務等の課題を含めた経済的な問題を解決し、自立に向けた継続的な支援を行っていくことが期待される。

（※）家計改善支援事業については、従来、家計相談支援事業として行ってきたものを、家計の状況を明らかにし、収支の見直しをともに考え、主体的に家計を管理する意欲を高めるための伴走型支援が行われているといっ

た現場の実践を踏まえ、家計の改善に取り組む力を育てる支援との位置づけの明確化を図る観点から、改正法によりその名称が改められたもの。

2 連携体制の構築

連携体制を構築する際には、例えば、多重債務者対策の関係会議やその他消費者行政関係会議のように既に庁内に設置されている会議等の場を活用し、

- ・ 両制度の役割分担やそれぞれの相談窓口への誘導方法などの個別支援に向けた体制面での連携
- ・ 両制度担当者へのそれぞれの制度や現況の説明などの円滑な連携等を実現するために対応していくことが期待される。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関の相談窓口と確実につなげていくことが必要である。実際に、自立相談支援機関の相談窓口と生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。

当該規定に基づき、庁内における多重債務相談及び消費生活相談担当部署が相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくとともに、多重債務相談及び消費生活相談担当部署への協力関係を促されたい。

総行政第29号
総税市第11号
平成23年3月3日

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省地域力創造グループ地域政策課長
総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

生活困窮者対策等における税務情報の活用について

生活困窮者対策等の推進については、各地方団体において様々な取り組みが進められているところですが、本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課徴収に関する個人情報（以下「税務情報」という。）を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方団体も見られるところですが、こうした取り組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への対策を推進する上で意義のあるものと考えられます。

ついては、こうした取り組みを進める際の税務情報の取扱いについて留意すべき点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。

2 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。

3 上記を踏まえ、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、例えば、本人に対して、別添の同意書の提出を求めることが考えられること。また、本人が予期しない税務情報の目的外利用・提供によって、本人に不安・懸念を生じさせることがないように、目的外利用・提供の内容を同意書に明記するとともに、本人に対して、十分な説明を行うことが適切であると考えられること。

担当 市町村税課
水野住民税企画専門官
黒川住民税第一係長
TEL 03-5253-5669

(別添：同意書の例)

〇〇〇 市長様

税務情報の取り扱いに関する同意書

年 月 日

住所

氏名

私は、下記の目的に限り、〇〇〇市が保有する私の税務情報を、〇〇課など下記の目的に関する市の部署において利用すること及び下記の目的について市と連携して事業を行う弁護士、司法書士、社会福祉協議会等の市以外の者に提供することに同意します。

記

【例】

- 1 多重債務の解消
- 2 生活困窮状態の解消と生活の再建
- 3 〇〇〇市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消

・
・
・

○研究会メンバー

リーダー	中野区企画部長	高橋 昭彦
副リーダー	中野区企画部業務改善課長	藤永 益次
	中野区企画部業務改善課債権管理担当係長	武田 弥生
研究員	中野区区民部保険医療課国保徴収係長	竹澤 正人
	江東区区民部納税課徴収第二係長	村松 大
	杉並区保健福祉部杉並福祉事務所徴収調整担当係長	辻 ともみ
アドバイザー	弁護士（東京弁護士会所属）	須田 徹
	地方公共団体債権管理コンサルタント （株式会社シンク サービス事業推進部長）	永嶋 正裕

○活動実績

第1回研究会 （令和2年6月16日）	<ol style="list-style-type: none"> 1 研究プロジェクトメンバー紹介 2 特別区長会調査研究機構について 3 研究内容について <ul style="list-style-type: none"> ○研究概要、背景 ○今年度の研究のイメージ 4 検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ○特別区等への調査結果（中野区実施）について ○特別区実態調査の方針について 5 その他
-----------------------	---

第2回研究会 （令和2年7月14日）	<ol style="list-style-type: none"> 1 前回研究会の振り返り <ul style="list-style-type: none"> ○研究の到達目標イメージ ○スケジュールイメージ 2 先進自治体の取り組み紹介 <ul style="list-style-type: none"> ○総務省事例集の紹介 ○仙台市の取り組み紹介 ○生活困窮者自立支援全国研究交流大会資料の紹介 3 全区アンケート調査について <ul style="list-style-type: none"> ○全区アンケート調査の調査項目検討 4 その他
第3回研究会 （令和2年8月18日）	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別区アンケート調査について <ul style="list-style-type: none"> ○全区アンケート調査の調査項目検討 ○調査スケジュール確認 2 先進自治体アンケート調査について <ul style="list-style-type: none"> ○先進自治体アンケート調査の調査票検討 ○調査スケジュール確認 3 効果的な債権管理手法及び組織について 4 その他
第4回研究会 （令和2年9月14日）	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別区アンケート調査について <ul style="list-style-type: none"> ○全区アンケート調査の調査票検討 2 報告書目次案について 3 効果的な債権管理手法及び組織について 4 その他
第5回研究会 （令和2年10月13日）	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別区アンケート調査について <ul style="list-style-type: none"> ○全区アンケート調査の調査票検討 2 先進自治体アンケート調査について <ul style="list-style-type: none"> ○調査結果の共有 3 特別区に関する基礎データの共有について 4 その他

<p>第6回研究会 (令和2年11月25日)</p>	<p>1 特別区アンケート調査について ○全区アンケート調査の調査結果(速報)</p> <p>2 先進自治体アンケート調査について</p> <p>3 調査研究報告書について ○「導入(研究目的・背景)」 ○その他全体構成</p> <p>4 効果的な債権管理手法及び組織について</p> <p>5 その他</p>
<p>第7回研究会 (令和2年12月24日)</p>	<p>1 調査研究報告書について ○たたき台確認 ○とりまとめ作業スケジュールの確認</p> <p>2 その他</p>
<p>第8回研究会 (令和3年1月12日)</p>	<p>1 調査研究報告書について ○報告書案確認 ○入稿及び校正スケジュールの確認 ○概要版の作成について</p> <p>2 その他</p>
<p>第9回研究会 (令和3年2月8日)</p>	<p>1 調査研究報告書について ○報告書案確認 ○入稿日の確認 ○概要版の作成について</p> <p>2 その他</p>
<p>第10回研究会 (令和3年2月12日)</p>	<p>1 調査研究報告書について ○報告書案確認 ○修正内容及び入稿日の確認</p> <p>2 その他</p>
<p>第11回研究会 (令和3年3月15日)</p>	<p>1 調査研究報告書概要版について ○報告書概要版案確認</p> <p>2 その他</p>

令和2年度

特別区長会調査研究機構調査研究報告書一覧

テーマ名	提案区等
基礎自治体におけるテレワークの活用と実現方法	品川区
「持続可能な開発のための目標（SDGs）」に関して、特別区として取り組むべき実行性のある施策について	荒川区
自尊感情とレジリエンスの向上に着目した、育児期女性に対する支援体制構築に向けての基礎研究	板橋区
大局的に見た特別区の将来像	江戸川区
特別区における小地域人口・世帯分析及び壮年期単身者の現状と課題	基礎調査
特別区における職場学習の現状と効果的な学習支援のあり方	千代田区
特別区におけるごみ減量に向けた取り組みの推進と今後の清掃事業のあり方	江東区
将来人口推計のあり方	世田谷区
特別区が行うソーシャルビジネスの活動支援策～地域課題の現状把握を踏まえて～	世田谷区
債権管理業務における生活困窮者支援・外国人対応	中野区
地域コミュニティ活性化のためにとりうる方策	葛飾区

以上の11テーマを各テーマ別の報告書（計11冊）にまとめて発行しています。各報告書は、特別区長会調査研究機構ホームページで閲覧できます。

<https://www.tokyo23-kuchokai-kiko.jp>

特別区長会調査研究機構

検索

CLICK!



令和2年度 調査研究報告書

債権管理業務における生活困窮者支援・外国人対応

令和3年3月31日発行

発行：特別区長会調査研究機構 事務局：公益財団法人特別区協議会

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 TEL：03-5210-9053 Fax：03-5210-9873

※本書の無断転載・複製は、著作権法上での例外を除き禁じられています。

印刷所：図書印刷株式会社